

市長室から お答えします ドッグランの建設について

Q 毎日犬を連れ近所の公園まで散歩をしています。ところが公園には小さなお子さんや動物が苦手な人もおり、迷惑を掛けてしまうことがあります。気軽に犬を放せる「ドッグラン」を作ってもらえないでしょうか。

A さまざまなペットが飼われている中で、特に犬や猫は家族の一員として飼われている人も多いようです。犬を飼っている人にとっては、動物が苦手な人に迷惑を掛けずに、犬をのびのびと遊ばせる施設があれば安心して飼うことができると思われま。

ご提案の「ドッグラン」については、現在、自治体やNPO団体などにより設置されているものがあります。しかし、それらの施設では、犬の鳴き声などによる近隣住民への迷惑、衛生上の問題、犬同士あるいは飼い主同士のトラブルなど多くの問題点も指摘されています。新たに用地を求め設置するとしてもかなりの面積が必要であり、その用地費や完成後の管理費など解決しなければならない問題が多くあります。現状では「ドッグラン」の設置については困難であります。上記の問題について今後も研究をしてみたいです。

くわしくは公園緑地課 ☎20-1562 へ。

消費生活 相談 Q&A

ドル・ユーロ・石油 のもうけ話?



Q ドルやユーロで金利のつく有利な金融商品を勧められ、150万円を渡しました。ところが、このままでは損が出ると言われ、訳が分からないまま追加金を何度かに分け合計650万円を渡しました。さらに今は石油がもうかるというのですが信用できません。業者に渡したお金を返してもらいたいのですが。

A 書類を確認したところ、ハイリスク・ハイリターン、渡したお金以上の損が出ることもある投機的な金融先物取引(証拠金、預託金を渡しその金額の数倍の取引に参加するもの)でした。販売員から外貨預金のような説明をされたと主張しても、書類にサインしていると「言った言わない」の話になり、渡したお金を取り戻すのは難しいでしょう。この相談者は、消費生活センターの手助けですべての取引の精算をし約130万円が返還されました。しかし、多大な損害が出ており販売方法の問題もあったので弁護士会で先物取引に詳しい弁護士を紹介してもらい引き続き交渉することになりました。

外国為替証拠金取引は、今年7月からさまざまな規制が掛かり、業者は登録しないと営業ができなくなりましたが、12月末までは経過措置期間として営業ができる状況です。駆け込み勧誘、計画倒産などに充分注意が必要です。また、「石油でもうかる」といわれたものは海外商品先物取引と考えられます。先物取引は仕組みや内容が複雑なため、素人は手を出すべきではないともいわれます。うまい話に乗って財産を失うことのないようにしてください。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

消防・防災・防犯

暮らしの安全 知っ得情報

子どもを犯罪から 守るために



最近、小中学生を狙った連れ去り、性的犯罪などが急増し、子どもの安全に対する不安の声が多く聞かれます。市内でも不審者に声を掛けられた、追いかけられた、後を付け回されたなどの被害が毎年報告されています。被害が最も多く発生する時間帯は、午後2時から夕食時の間です。その手口は、何らかの誘いの言葉かけをした後に犯行に及んでいます。

3つの約束ごと

登下校時

集団で登下校、防犯ブザーを携帯させましょう。一人になって帰る道や人通りが少ない場所や、いざというとき逃げ込める場所をチェックしておくことも大切です。

遊びや外出するとき

誰とどこで遊ぶのか、何時に帰るの

かを家の人に言いましょう。また、保護者も必ず確認を。

知らない人にはついて行かない

「を買ってあげるから車に乗って」「はどこにあるの?一緒に行って」「お母さんに頼まれたから一緒に行こう」などの誘い言葉に対しては、「ほしくない」「分かりません」「大丈夫、必要ありません」と断りましょう。しつこい場合や脅迫めいた誘いには、その場から逃げることを、大声を出して助けを求めましょう。とっさの時に声を出すのは考えている以上に難しいことです。普段から声を出す訓練をしましょう。

くわしくは交通防犯課 ☎20-1527 へ。

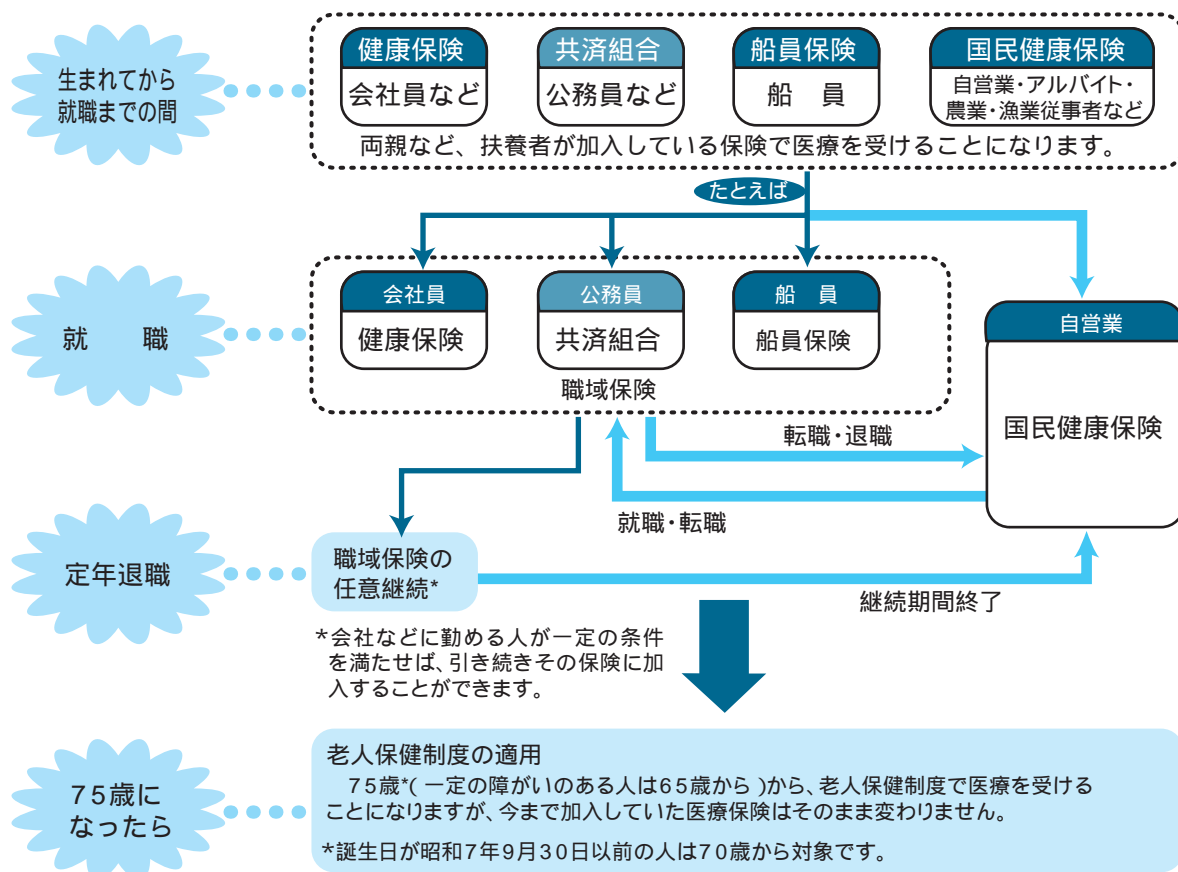
国保 年金

11月は国保月間 あなたはどの医療保険に入っていますか？

日本では、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、すべての人がいずれかの医療保険に加入することになっています(国民皆保険)。もし、転職や退職などでどの医療保険にも入っていないという人は、すぐに保険年金課の窓口へ届け出をください。



こんなとき → には14日以内に保険年金課への届け出が必要です



国民年金保険料控除証明書 年末調整や確定申告をするときに必要です！

所得税法の一部が改正され、平成17年分の所得申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務付けられました。

このため、生命保険会社などから送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(ハガキ)が、社会保険庁から11月

上旬に送付されます。年末調整または確定申告の手続きの際は、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

くわしくは、社会保険庁から送付されるハガキに記載されている問い合わせ先か、千葉社会保険事務局佐原事務所(☎0478-55-1661)へお問い合わせください。